

厚生保健委員会

健康福祉部 介護保険課

第4期介護保険料収納率向上のためのアクションプラン策定について

○目的

介護保険料改定にあわせ、事業財源を確保するため、アクションプランを定め、収納率向上に向け策定するもの

○変更点

スローガン	第3期 (H30-R2)			第4期 (R3-R5)		
	滞納整理強化！ 滞納は許しません！			公平、公正な滞納処分！		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
現年度分普通徴収収納率	93.22% (1.42)	93.53% (0.31)	92.85% 10月末	94.20% —	94.60% (0.40)	95.00% (0.40)
滞納繰越分収納率	23.69% (4.22)	21.52% (△2.17)	21.46% 10月末	22.00% —	22.50% (0.50)	23.00% (0.50)
口座振替率	44.69% (1.94)	45.49% (0.80)	48.66% 10月末	48.75% —	49.00% (0.25)	49.25% (0.25)

( ) 内は前年度比

○目標値設定の根拠と効果

現年度分普通徴収収納率	1位	2位	3位	4位	5位
	名古屋市 94.23%	浜松市 93.53%	川崎市 93.36%	新潟市 92.67%	仙台市 92.62%
滞納繰越分収納率	1位	2位	3位	4位	5位
	川崎市 36.77%	仙台市 31.27%	広島市 30.38%	岡山市 29.57%	横浜市 25.84%
	6位	7位	8位	9位	10位
	静岡市 22.17%	名古屋市 22.05%	浜松市 21.52%	北九州市 21.26%	相模原市 20.72%
口座振替率	1位	2位	3位	4位	5位
	大阪市 52.77%	新潟市 48.29%	浜松市 45.49%	名古屋市 42.81%	岡山市 36.20%

R1年度実績

他政令市、現年分普通徴収収納率については名古屋市、滞納繰越については静岡市、口座振替については新潟市を上回るよう、上位を目指して目標値を設定。

○主な取組

新・外国人への収納対策・・・外国人滞納者に外国語に対応した催告。

新・コンビニ収納の検討・・・普通徴収収納率上昇への影響を調査し、費用対効果等の要素を踏まえ慎重に検討する。

「公平、公正な滞納処分！」

## 第4期

介護保険料収納率向上のための  
アクションプラン  
(令和3年度～令和5年度)

令和3年4月

浜松市健康福祉部 介護保険課

# 目 次

## 総論

- I はじめに…………… 1
- II スローガン…………… 1
- III 目標値(令和5年度末までに)…………… 2

## 各論

- 1 普通徴収収納率と口座振替率の現状…………… 3
    - (1) 収納率の推移
    - (2) 政令指定都市の状況
    - (3) 口座振替率の推移
  - 2 収納率向上に向けた取組み…………… 6
    - (1) 口座振替の推進(確実な収納が見込まれる口座振替の勧奨を強化)
    - (2) 催告書の発送と納付相談への対応
    - (3) 納付困難者への対応
    - (4) 法令に基づいた滞納処分の強化
    - (5) 滞納繰越分の滞納整理
    - (6) 外国人への収納対策
    - (7) 初期滞納者への早期対応
    - (8) 介護認定申請時の納付指導の徹底
    - (9) 被保険者へのPR(納付意識の向上)
    - (10) 関係各課の連携と人材育成
    - (11) コンビニ収納の検討
- 本庁・区役所の役割分担

## 資料・参考編

- 1 介護保険料徴収事務のスケジュール等…………… 10
  - (1) 納入通知書発送から催告書発送まで
  - (2) 滞納整理・滞納処分
  - (3) 介護保険料の徴収事務フロー図
  - (4) 介護保険料の減免
- 2 第7期浜松市介護保険事業計画 介護保険料所得段階表…………… 13
- 3 第3期アクションプランに基づく取組み…………… 14
  - (1) 目標の達成状況
  - (2) 滞納処分等の実績
  - (3) 収納体制の整備による実績

# 第4期 介護保険料収納率向上のためのアクションプラン

健康福祉部介護保険課

## 総論

### I はじめに

介護保険制度の安定的運営と、被保険者間の負担の公平性を保つために、介護保険料の収納率向上は極めて重要である。浜松市においては、年金からの差し引き（特別徴収）が9割強を占めるため、残りの1割弱の普通徴収の収納率向上を追求する必要がある。

浜松市では、介護保険料の収納率向上を目的とした「介護保険料収納率向上のためのアクションプラン」（以下、「第1期アクションプラン」という。）を平成25年に策定し、さらに平成27年には平成29年度までの3年間のアクションプラン（以下、「第2期アクションプラン」という。）、平成30年には令和2年度までの3年間のアクションプラン（以下、「第3期アクションプラン」という。）を策定し、目標値の改訂や収納対策の取組みの強化を図った。その結果、浜松市の介護保険料の収納率は順調に上昇し、後述のとおり、政令指定都市20市のうち、令和元年度現年度分と滞納繰越分の合計収納率が1位となっている。

ここで、令和元年度決算を踏まえた目標値の見直しを行い、新しい生活様式に対応するべく納付方法の拡充のための取組みを開始するとともに、滞納繰越額の削減のための取組みをさらに強化した令和5年度までの3年間の新アクションプラン（以下、「第4期アクションプラン」という。）を策定する。

### II スローガン

「公平、公正な滞納処分！」

### Ⅲ 目標値（令和5年度末までに）

#### 1 普通徴収収納率

##### (1) 現年度分

【目標】95.00%に設定（R1実績比：+1.47ポイント）

項目/年度	実績	10月末現在	目標		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収納率 ( )は前年度比	93.53% (0.31)	92.85% (△0.68)	94.20%	94.60% (0.40)	95.00% (0.40)

R3.7 差替

※0.40ポイント増⇒約4百万円

##### (2) 滞納繰越分

【目標】23.00%に設定（R1実績比：+1.48ポイント）

項目/年度	実績	10月末現在	目標		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収納率 ( )は前年度比	21.52% (△2.17)	21.46% (△0.06)	22.00%	22.50% (0.50)	23.00% (0.50)

R3.7 差替

※0.5ポイント増⇒約70万円

#### 2 口座振替率

【目標】49.25%に設定（R1実績比：+3.76ポイント）

項目/年度	実績	10月末現在	目標		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
口座振替率 ( )は前年度比	45.49% (0.80)	48.66% (3.17)	48.75%	49.00% (0.25)	49.25% (0.25)

R3.7 差替

※0.25ポイント増⇒約30人

- 普通徴収収納率…第3期アクションプランの取組みにより、政令指定都市内では第2位となった。第4期アクションプランにおいても上位を目指し取組みを行う。
- 口座振替率…令和元年度実績で45%を突破した。現年分収納率の維持向上に有効であるため、継続して勧奨する。

# 各 論

## 普通徴収収納率向上に向けて

第4期アクションプランとして令和5年度末までに達成すべき目標値を普通徴収現年度分収納率95.00%、滞納繰越分収納率23.00%、口座振替率49.25%に定めた。

目標達成のためには、これまでのアクションプランで定めた徴収対策を更に継続又は強化するとともに、新たな対策に取り組んでいく必要がある。

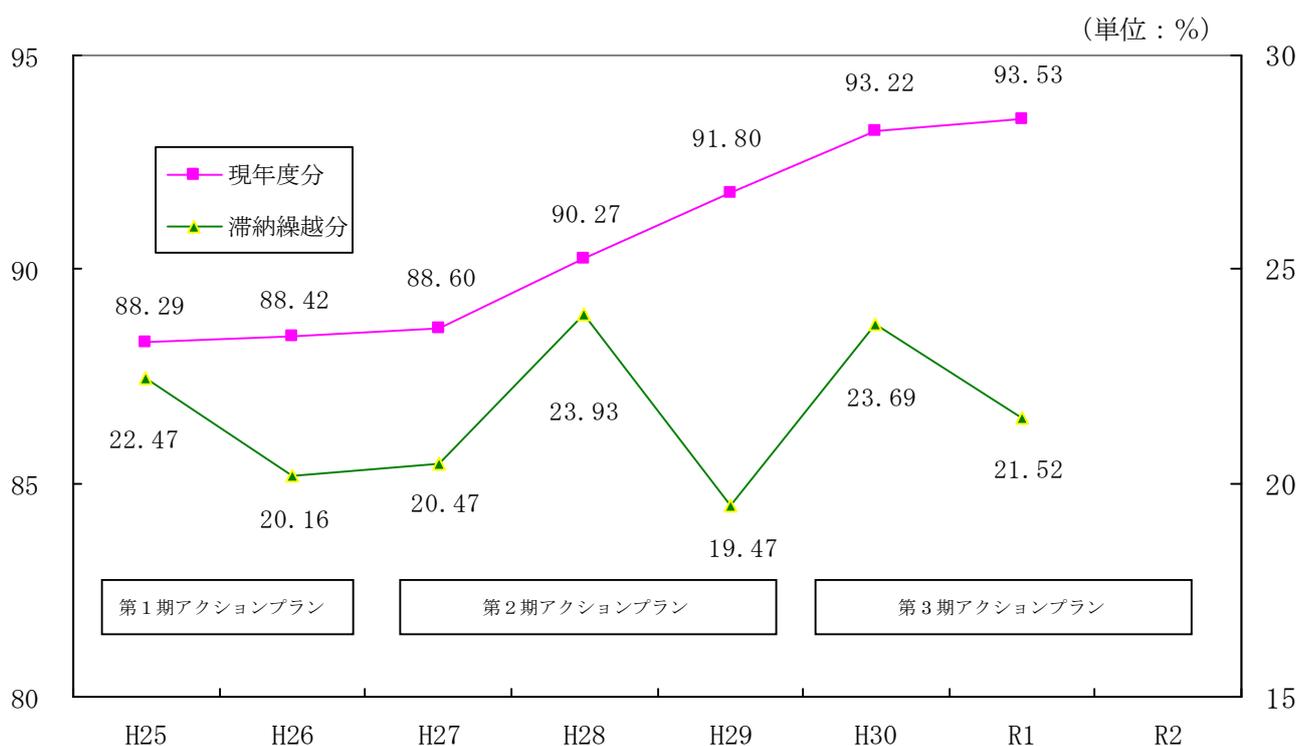
### 重点ポイント

- ・ 確実な収納が見込まれる口座振替の推進
- ・ 外国人滞納者への収納対策の実施
- ・ 納付資力のある滞納者に対する法的処分の強化

## 1 普通徴収収納率と口座振替率の現状

### (1) 収納率の推移

平成25年8月に第1期アクションプランを、平成27年8月に第2期アクションプランを、平成30年8月に第3期アクションプランを策定し、収納率向上に向けた取り組みを行ってきたことにより、収納率は着実に上昇してきている。



(2) 政令指定都市の状況

本市の令和元年度介護保険料普通徴収収納率は、政令指定都市 20 市のうち、現年度分は第 2 位（93.53%）、滞納繰越分は第 8 位（21.52%）であった。政令指定都市の平均値と比較すると、前者は 2.75 ポイント高く、後者は 0.52 ポイント高い数値である。

他の政令指定都市においても介護保険料の収納率向上のための取組みを行っており、平均収納率も年々上昇してきている状況のため、より効果的かつ効率的な対策を行っていく必要がある。

◆ 令和元年度の現年度分普通徴収収納率（札幌市調べ）

順位	都市名	収納率	順位	都市名	収納率
1	名古屋市	94.23%	11	札幌市	90.39%
2	浜松市	93.53%	12	千葉市	90.39%
3	川崎市	93.36%	13	相模原市	89.55%
4	新潟市	92.67%	14	神戸市	89.50%
5	仙台市	92.62%	15	福岡市	89.37%
6	広島市	92.41%	16	堺市	89.26%
7	岡山市	92.07%	17	さいたま市	89.23%
8	横浜市	92.04%	18	大阪市	88.73%
9	京都市	90.67%	19	北九州市	88.39%
10	静岡市	90.53%	20	熊本市	86.64%
政令市平均					90.78%

◆ 令和元年度の滞納繰越分普通徴収収納率（札幌市調べ）

順位	都市名	収納率	順位	都市名	収納率
1	川崎市	36.77%	11	さいたま市	19.19%
2	仙台市	31.27%	12	新潟市	18.22%
3	広島市	30.38%	13	京都市	18.03%
4	岡山市	29.57%	14	大阪市	16.76%
5	横浜市	25.84%	15	札幌市	16.44%
6	静岡市	22.17%	16	熊本市	16.06%
7	名古屋市	22.05%	17	千葉市	15.69%
8	浜松市	21.52%	18	神戸市	14.30%
9	北九州市	21.26%	19	福岡市	13.45%
10	相模原市	20.72%	20	堺市	10.24%
政令市平均					21.00%

### (3) 口座振替率の推移

第3期アクションプランの取組みの一つとして口座振替の勧奨を掲げ、納入通知書（自主納付）への口座振替依頼書の同封を新たに開始した。仮徴収、本徴収及び月割賦課更正の納入通知書（自主納付）と、口座振替依頼書が被保険者の目に留まる機会が増加したことにより、口座振替率が上昇した。

令和元年度から令和2年度にかけて市民税非課税世帯の保険料軽減が段階的に実施された影響により、特別徴収から普通徴収に切り替わる被保険者が増加しているため、口座振替の勧奨を継続していくことは収納率向上に対して効果的である。

項目/年度	実績				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
口座振替率 ( )は 前年度比	43.91% (0.14)	42.75% (△1.16)	44.69% (1.94)	45.49% (0.80)	R3.5入力

※件数ベース：年度の最終月（3月）の口座振替率（H28～R1）

#### ◆ 令和元年度介護保険料口座振替率等政令指定都市比較（岡山市調べ）

順位	都市名	振替率	順位	都市名	振替率
1	大阪市	52.77%	11	北九州市	25.82%
2	新潟市	48.29%	12	堺市	22.99%
3	浜松市	45.49%	13	神戸市	22.09%
4	名古屋市	42.81%	14	相模原市	21.81%
5	岡山市	36.20%	15	熊本市	20.36%
6	京都市	35.82%	16	札幌市	19.61%
7	福岡市	31.78%	17	さいたま市	17.76%
8	横浜市	31.42%	18	千葉市	17.73%
9	広島市	30.91%	19	川崎市	10.99%
10	仙台市	27.62%	20	静岡市	—
政令市平均					29.59%

## 2 収納率向上に向けた取組み

### (1) 口座振替の推進(確実な収納が見込まれる口座振替の勧奨を強化)

- ・ 65 歳到達時及び転入時に発送する被保険者証に口座振替依頼書と案内チラシを同封し、新規資格取得者への口座振替勧奨を行う。
- ・ 仮徴収、本徴収及び月割賦課更正の納入通知書（自主納付）に口座振替依頼書と案内チラシを同封し、新規及び継続の自主納付者に対して口座振替の勧奨を行う。
- ・ 窓口や電話等での納付相談、納付指導時に口座振替の勧奨を徹底する。
- ・ 介護保険課、区役所長寿保険課及び金融機関の窓口にて口座振替のリーフレットを配布し、口座振替の広報をする。

### (2) 催告書の発送と納付相談への対応

- ・ 滞納者に対し、一斉に催告書を送付し納付を促す。
- ・ 催告書の記載内容を工夫することにより納付意識の向上を図る。
- ・ 催告書の色彩を目立つようにし、納付への動機付けの意識を高める。
- ・ 収納対応マニュアル（平成 27 年 10 月策定）を活用し、介護保険課と区役所長寿保険課が統一的な対応を行う。
- ・ 生活困窮による滞納者に対し、自主納付へつなげる納付相談対応を行い、納付資力がないと判断される場合には滞納処分の執行停止を検討する。

### (3) 納付困難者への対応

- ・ 納付相談時や介護保険パンフレット等により保険料の減免制度を周知し、該当者からの申請によって保険料減免を行ったうえで確実な納付を促す。
- ・ 財産調査により財産がなく、未納保険料を徴収できる見込みがないと判断される場合は滞納処分の執行停止を行う。

### (4) 法令に基づいた滞納処分の強化

- ・ 預貯金等の財産調査先を拡充するとともに定期的な財産調査を行い、年度を通じて随時差押えを実施する。
- ・ 納付資力のある滞納者や納付約束不履行者を早期発見し、速やかに差押えを実施する。
- ・ 法令に基づいた厳正な処分を行うことにより、滞納に対する市の強い姿勢を示し、納期限内納付を促す。

(5) 滞納繰越分の滞納整理

- ・ 前年度及び前々年度の滞納がある者を抽出し、集中した催告を行う。

【滞納整理強化月間】

- ・ 納付資力があり「徴収可能」なのか、納付資力がなく「徴収不可能」なのかの判断を早期に確定し、滞納処分の執行又は滞納処分の執行停止を適正に行う。

(6) 外国人への収納対策 新規

- ・ 外国人滞納者を抽出し、外国語に対応した催告を行う。【外国人滞納者収納対策】
- ・ 納付資力があり「徴収可能」なのか、納付資力がなく「徴収不可能」なのかの判断を早期に確定し、滞納処分の執行又は滞納処分の執行停止を適正に行う。

(7) 初期滞納者への早期対応

- ・ 初期滞納者を早期から抽出し催告を行う。
- ・ 現年度分に滞納がある者を抽出し、集中した催告を行う。

(8) 介護認定申請時の納付指導の徹底

- ・ 滞納者が介護認定申請を行った際に、保険給付が償還払いになることや、利用者負担が1割または2割から3割（利用者負担が元々3割の人は4割）に引き上げられるなどの措置が取られることを十分説明し、納付を指導する。
- ・ 過去の納付実績をもとに給付減額措置の期間が決定されるため、時効となっていない未納分の納付について支払うよう指導する。

(9) 被保険者へのPR（納付意識の向上）

- ① 納入通知書発送時(4月・7月)の同封物について、以下の内容を記載することにより納付意識の向上を図る。

滞納すると、

- ・ サービス利用の際、保険給付が償還払いとなること。
- ・ 利用者負担が3割または4割に引き上げられること。
- ・ 高額介護サービス費などの支給が受けられなくなること。
- ・ 滞納処分の対象となること。

## ② 媒体等を利用した効果的なPR

- ・ 介護保険だより、広報はままつ、ホームページ、介護保険パンフレット等を有効活用する。

## (10) 関係各課の連携と人材育成

- ・ 徴収対策会議を定期的開催し、介護保険課及び各区長寿保険課長等と収納対策の進捗管理や今後の対策の検討などを行う。
- ・ 介護保険課及び各区徴収担当者による会議を定期的開催し、収納対策や困難事例の処理方法等についての情報交換を行う。
- ・ 収納対策課が開催する債権回収対策会議に積極的に参加し、他課の債権回収の進捗状況や対応方法を参考とし、収納率の向上に役立てる。
- ・ 困難ケースなどは、ノウハウのある収納対策課と連携し、課題の解消を図る。
- ・ 収納対策課や日本経営協会等が実施する滞納整理の実務等に関する研修に参加し、職員のスキルアップを図る。

## (11) コンビニ収納の検討 新規

- ・ コンビニ収納の対応を開始することにより、納付窓口の増加が見込まれる。  
これによる普通徴収収納率上昇への影響を調査し、費用対効果等の要素を踏まえ慎重に検討する。
- ・ コンビニ収納の有効性が認められた場合の対応開始時期は令和6年度以降とし、システム改修等の必要な整備を行う。  
また、対応開始に伴う周知等を行う。

本庁・区役所の役割分担

項目	介護保険課	区長寿保険課
口座振替の推進	被保険者証発送時 納入通知書発送時 同封物の記載内容の改善	電話・窓口での対応時
督促状・催告書	督促状・催告書の発送 督促状・催告書の記載内容改善	納付相談対応
納付困難者対応	財産調査 滞納処分の執行停止	納付相談対応 減免申請の受付
滞納処分	財産調査 滞納処分(差押え)	納付約束不履行者の情報提供
滞納繰越分滞納整理	滞納繰越分滞納者の抽出 滞納繰越分滞納者への催告・納付指導	滞納繰越分滞納者への催告・納付指導
外国人収納対策	外国人滞納者の抽出 外国人滞納者への催告・納付指導	外国人滞納者への催告・納付指導
初期滞納者対応	初期滞納者の抽出 初期滞納者への催告・納付指導	初期滞納者への催告・納付指導
被保険者へのPR	同封物の記載内容の改善 媒体等の効果的な活用 問合せへの対応	問合せへの対応
研修・能力向上	情報提供 研修への参加	研修への参加
徴収対策会議 徴収担当者会議	会議の開催等	会議への出席

## 資料・参考編

### 1 介護保険料徴収事務のスケジュール等

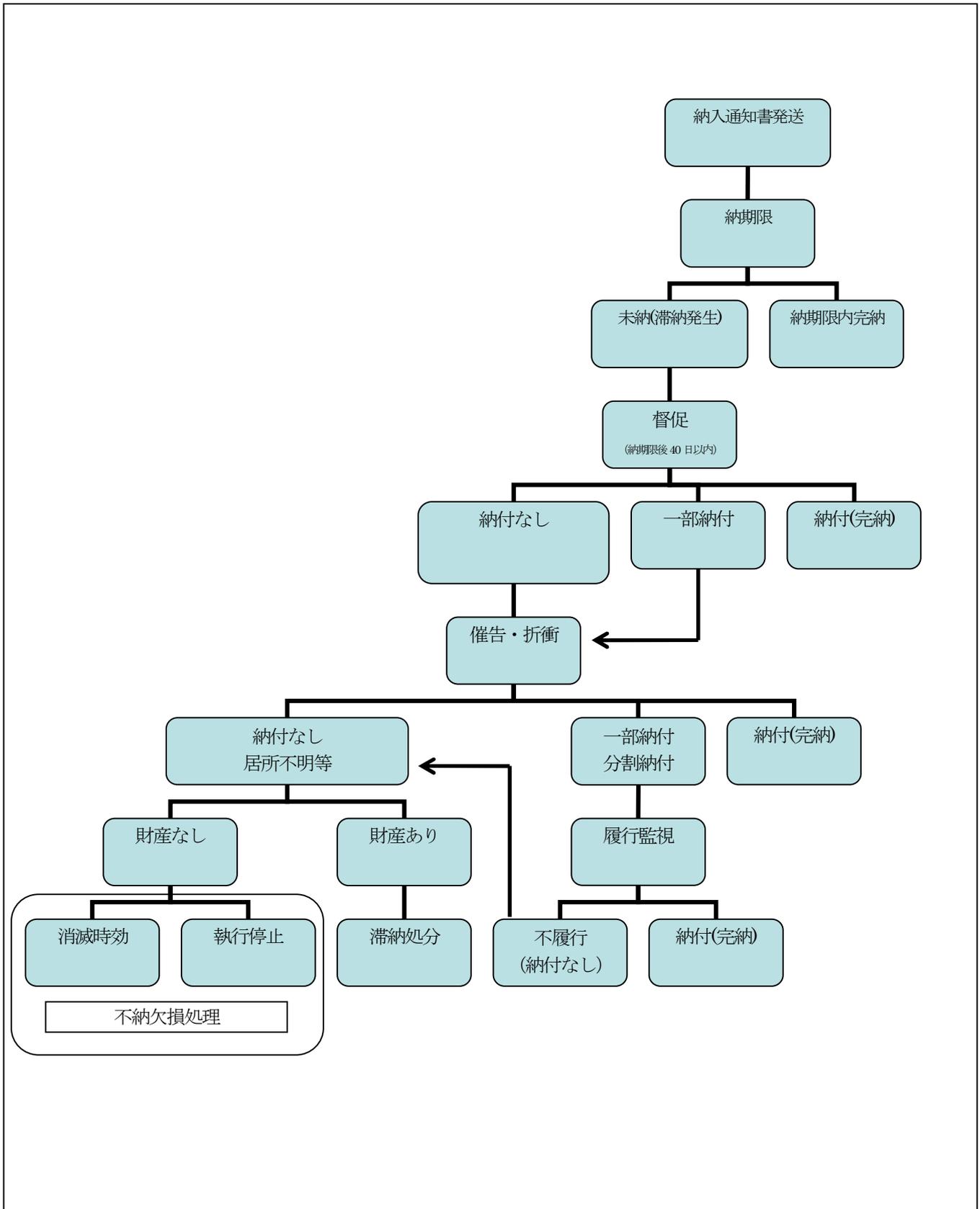
#### (1) 納入通知書発送から催告書発送まで

項目及び期日	通知内容	本庁・区役所の役割分担	
		介護保険課	長寿保険課
納入通知書 ・年次発送(年2回、4・7月) ・月次発送(毎月10日) 納期限：毎月末日	当該年度の介護保険料額を通知	発 送 納付相談 納付指導	納付相談 納付指導
督促状 ・月次発送(納期限後40日以内) 指定期限：発送日から15日以内	納期限を超過した未納保険料について通知 指定期限までに納付しない場合、滞納処分の対象となることを告知		
A催告書 ・月次発送(納期限後約75日後) 指定期限：毎月末日	督促状の指定期限を超過した未納保険料について通知 法律的に差押可能な状態であること、介護サービス利用時の給付制限措置について告知		
B催告書 ・年次発送(6月) 指定期限：発送月の末日	前年度及び前々年度の未納保険料(全期分)について通知 法律的に差押可能な状態であること、介護サービス利用時の給付制限措置について告知		
C催告書 ・年次発送(2月) 指定期限：発送月の末日	前年度及び前々年度の未納保険料(全期分)について通知 法律的に差押可能な状態であること、介護サービス利用時の給付制限措置について告知		

#### (2) 滞納整理・滞納処分

項目及び期日	本庁・区役所の役割分担	
	介護保険課	長寿保険課
財産調査(随時) 滞納処分(随時) ・前年度、当該年度の滞納整理(下段A・B)での未納者を中心に実施	財産調査 差押	不履行者の情報提供
滞納整理強化月間(A) (10月～11月)	対象者の抽出 目標値の設定 文書催告 納付相談対応 納付確認 進捗管理	文書催告 納付相談対応 納付確認
外国人滞納者への収納対策 (12月～1月)		
初期滞納者収納対策(B) (2月～3月)		

(3) 介護保険料の徴収事務フロー図



(4) 介護保険料の減免

減免事由	適用条件	減免割合
震災、風水害、火災等の災害による住宅等の損害	災害により一定額以上の資産の減少があった者	損失の程度及び前年の世帯合計所得金額に応じ、 免除～100分の5
死亡、病気、失業等による世帯収入の著しい減少	世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得が1,000万円以下の者で一定額以上の所得の減少があった者	所得減少の程度及び前年の世帯合計所得金額に応じ、 免除～100分の10
低収入等により保険料の支払いが困難	介護保険の所得段階が第1～第4段階で、収入や資産が生活保護基準以下	2分の1
拘禁による保険給付の制限	刑事施設等の施設に拘禁された者	免除
新型コロナウイルス感染症の影響による世帯の収入の著しい減少	新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者	全免
	世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の要件に該当する者 ・事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 ・減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。	対象保険料額 (A×B/C)× 減免又は免除の割合d =保険料減免額 A：当該第一号被保険者の保険料額 B：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 C：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額 d：200万円以下であるとき=全部 200万円を超えるとき=10分の8

## 2 第8期浜松市介護保険事業計画 介護保険料所得段階表

※月額保険料は1円未満の端数を四捨五入している

所得 段階	市民税の課税状況		対象となる人（要件）	保険 料率	年額保険料 (月額保険料)	対象人数 (R2.10.1現在)	
	本人	世帯					
1			・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	0.30	21,093円 (1,758円)	3,082人	
2	非 課 税		本人の前年分の公的年金等収入金額と公的年金以外の合計所得金額※1の合計額が	80万円以下	0.30	21,093円 (1,758円)	21,092人
3				80万円超 120万円以下	0.40	28,124円 (2,344円)	17,604人
4				120万円超	0.65	45,702円 (3,809円)	16,718人
5				課 税	本人の前年分の公的年金等収入金額と公的年金以外の合計所得金額※1の合計額が	80万円以下	0.90
6	80万円超	1.00	70,312円 (5,859円)			40,570人	
7	課 税		本人の前年分の合計所得金額※2が	125万円未満	1.15	80,858円 (6,738円)	39,657人
8				125万円以上 200万円未満	1.25	87,890円 (7,324円)	27,567人
9				200万円以上 350万円未満	1.50	105,468円 (8,789円)	19,405人
10				350万円以上 500万円未満	1.75	123,046円 (10,254円)	5,463人
11				500万円以上 750万円未満	2.00	140,624円 (11,719円)	2,891人
12				750万円以上 1,000万円未満	2.25	158,202円 (13,184円)	1,300人
13				1,000万円以上 1,500万円未満	2.50	175,780円 (14,648円)	1,158人
14				1,500万円以上	2.75	193,358円 (16,113円)	1,589人
					合計	221,626人	

- 公的年金等収入金額…税法上、課税対象の収入となる公的年金等（国民年金、厚生年金など）の収入。非課税となる年金（障害年金、遺族年金など）は含まれません。
- 合計所得金額…収入金額から必要経費等に相当する金額を差引いた金額の合計額です。
  - ※1 給与所得がある場合、調整控除前の合計金額から10万円控除した額です。
  - ※2 給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある場合、合計金額から10万円を控除した額です。
- ※1、※2 土地・建物等の譲渡所得の特別控除がある場合は特別控除後の金額です。なお控除後の額がマイナスになる場合は、0円として取扱います。

### 3 第3期アクションプランに基づく取組み

平成30年8月に策定した第3期アクションプランでは、「滞納整理の強化！～滞納は許しません！～」をスローガンに揚げ、滞納処分の執行を積極的に行いながら収納率向上を目指した。

第3期アクションプランに基づく介護保険課と区役所長寿保険課の連携した取組みの結果、次に示したとおりの成果が得られた。

#### (1) 目標の達成状況

##### ◆普通徴収収納率（現年度分）

項目/年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標(a)	92.20%	92.60%	93.00%
実績(b)	93.32%	93.53%	R3.7入力
(b)-(a)	1.12	0.93	

##### ◆普通徴収収納率（滞納繰越分）

項目/年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標(a)	20.00%	20.50%	21.00%
実績(b)	23.69%	21.52%	R3.7入力
(b)-(a)	3.69	1.02	

##### ◆口座振替率

項目/年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標(a)	43.00%	43.25%	43.50%
実績(b)	44.69%	45.49%	R3.7入力
(b)-(a)	1.69	2.24	

令和元年度普通徴収現年度分収納率、滞納繰越分収納率及び口座振替率のすべてにおいて、目標値を達成することができた。これは、滞納整理強化月間、現年度分収納対策及び初期滞納者収納対策の取組みが効果的であったことの現れである。

また、口座振替率については、対象者が減少しているにもかかわらず、目標値を上回った。これは、納入通知書（自主納付）への口座振替依頼書の同封が、被保険者への口座振替の勧奨として有効であったことを示す資料である。

これらの成果が得られたため、それぞれの取組みは第4期アクションプランにおいても継続あるいは改善して取組むべきと考える。

(2) 滞納処分等の実績

項目 \ 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
差押件数実績	121 件 (39)	126 件 (5)	135 件 (9)
執行停止件数実績	95 件 (12)	106 件 (11)	115 件 (9)

※ ( ) は前年度比

※令和 2 年度は目標件数

(3) 収納体制の整備による実績

① 徴収対策会議の開催

収納状況の報告や収納対策の取組み内容について報告し、意見交換等を行った。

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開催実績	2 回	1 回	1 回

② 担当省会議の開催

各区担当者との意見交換や業務の方針の統一のため、年 2 回開催している。

第 1 回担当省会議は 5 月に開催し、今年度の各区担当者の顔合わせ、今年度の注意事項の確認、収納対応マニュアルの内容修正についての議論をした。

第 2 回担当省会議は 9 月に開催し、10 月以降に取組む各滞納整理について説明、一斉催告に係る方針の統一、各区の収納状況の共有等を行った。

③ 人材育成

収納対策課主催の債権回収説明会への出席をはじめ、庁外研修にも介護保険課や区役所長寿保険課職員が積極的に参加し、収納対策や滞納整理の実務に関する専門知識の向上に努めた。

収納率を向上させよう



第4期 介護保険料収納率向上のためのアクションプラン  
(令和3年度～令和5年度)

令和3年4月  
浜松市健康福祉部介護保険課